

【三重県】

1人1台端末の利活用に係る計画

1. 1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

県では、令和6年3月、「三重県教育ビジョン」を策定し、子どもたちに育みたい力として、「自立する力」「共生する力」「創造する力」の3つを掲げた。1人1台端末の利活用を通じて、この3つの力を育みながら、自己肯定感が涵養されることを基本的な考え方とともに、そのための子どもたちの学びの姿を以下のとおり整理する。

① 自立する力（主体的に学ぶ姿）

自ら定める目標の実現に向けて、学ぶ内容や学ぶ方法を自己決定するとともに、学びの状況を振り返りながら、自己調整し、改善を行いつつ学び続けていく子どもの姿。

② 共生する力（時間・距離を超えて協働しながら学ぶ姿）

自他のかけがえのない価値を理解・尊重するとともに、価値観や文化の多様性を認め合い、いつでもどこでもだれとでもつながりながら、相互の学びや考えを参照し、他者と共生する子どもの姿。

③ 創造する力（新たな価値を創造しながら学ぶ姿）

多様な学びの実現に向け、学校及び家庭や地域においても、情報を収集・整理・分析し、感性豊かに創造・表現・発信する子どもの姿。

(参考) 「三重県1人1台端末利活用方針

～さらなる利活用の活性化に向けて～（令和7年3月）」より

GIGAスクール構想 第2期三重県共同調達会議におけるめざす子どもの学びの姿

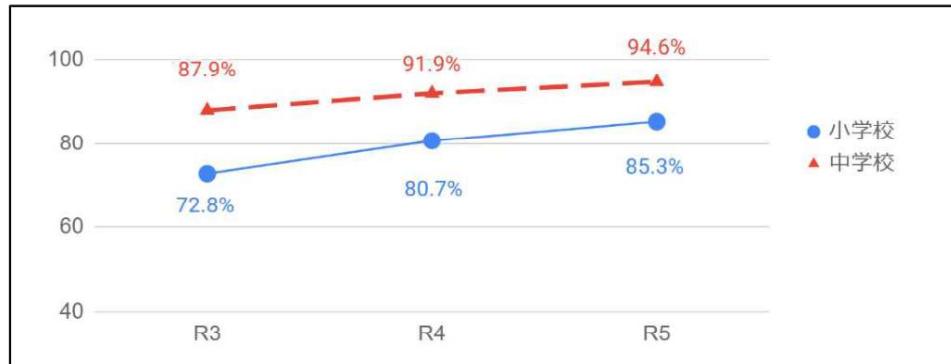


2. GIGA第1期の総括

(1) 成果

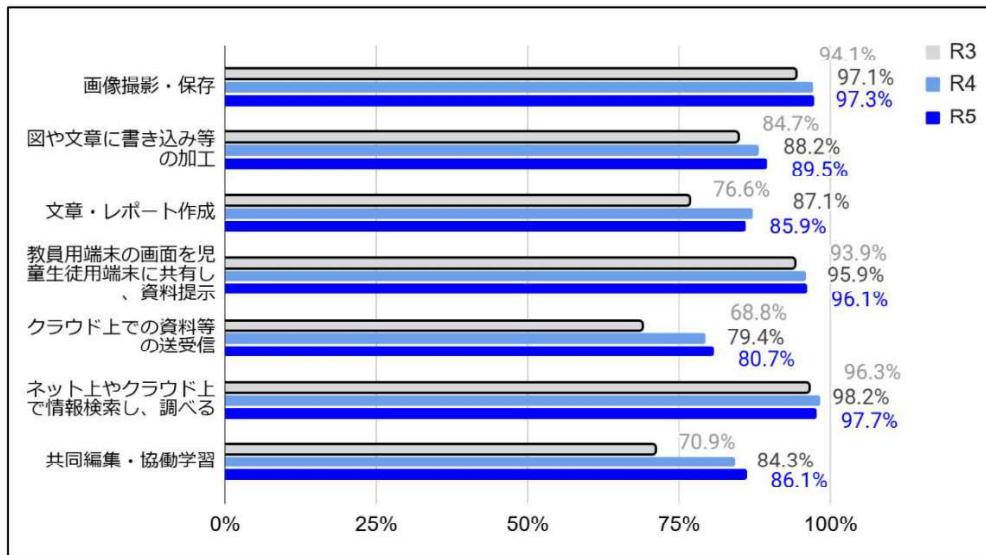
- 各市町においては、令和2年度から3年度にかけて、国のGIGAスクール構想に基づき、1人1台端末の整備が着実に進んだ。
- コロナ禍においても、同時双方向の遠隔授業の実施、Web会議システムを活用した健康観察、学習動画の作成・配信による家庭学習の支援など工夫した取組が行われ、児童生徒の学びをとめることなく、継続した学びが行われた。
- 県は、令和2年12月、これらの活用事例を「1人1台端末活用実践事例集」としてまとめた。
- コロナ禍後も日常の授業の中では、調べ学習や画像撮影・保存等での活用に加え、共同編集など協働学習における活用も進みつつある。1人1台端末を活用しながら、児童生徒が「できた」「わかった」という実感が得られ、自己肯定感の涵養につながるような授業改善が見られるようになった。

<1人1台端末の活用状況において、「ほぼ毎日、利活用している」と回答した割合>



出典：「みえ県民力ビジョン及び三重県教育ビジョン調査」

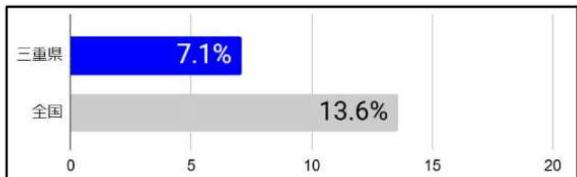
<1人1台端末の具体的な活用について>



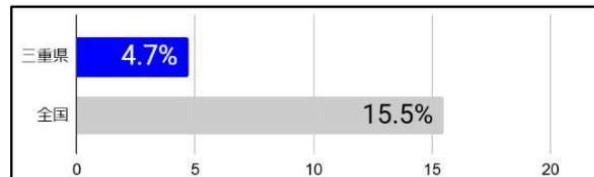
出典：「みえ県民力ビジョン及び三重県教育ビジョン調査」

- 1人1台端末を活用した先端的な授業を行う事例も創出されつつあり、例えば、桑名市（令和5年度）や松阪市（令和6年度）の小中学校では、文部科学省の「リーディングDXスクール事業」の指定を受け、外部講師の指導を受けながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実、情報活用能力の育成などについての取組が進んだ。
- 市町においては、教職員の実践力向上を目的として、1人1台端末の効果的な利活用方法についての研修も行われるようになった。県においても児童生徒の学びの質向上のためのICTの効果的な利活用方法（授業実践、家庭学習、学習内容の定着状況把握等）及びICTの効果的な利活用に向けた教職員の実践力向上に関する研修を毎年実施し、好事例の横展開を図ってきた。
- 学習者用デジタル教科書については、令和5年度に、県内全ての公立小中学校等と一部の特別支援学校の外国語科（英語）で導入されるとともに、約半数の公立小中学校等の算数・数学で導入され、徐々に活用が広がった。
- 1人1台端末の家庭での活用については、令和6年度全国学力・学習状況調査の結果によると、「非常時のみ持ち帰り」「持ち帰ってはいけない」「持ち帰らせていらない」を合わせた割合は、小学校7.1%、中学校4.7%となっており、家庭での活用が広がっている。

▼小学校



▼中学校



出典：令和6年度全国学力・学習状況調査

- 生徒が抱える様々な悩みへの対応については、県教育委員会が、県内の全ての中学校、高等学校生徒を対象に、SNS等を活用した相談窓口「子どもSNS相談みえ」を設置し、早期発見・早期解決を図っている。
- 不登校児童生徒の学びの保障として、自宅や教育支援センター等において、1人1台端末を活用した個別指導や学習支援等を行っている。

(2) 課題

- 日常の授業の中で、1人1台端末の活用が進みつつあるが、特に、協働的な学びでの活用や、レポート等作成のアウトプット活動において取組内容に差が見られることから、1人1台端末の利活用の在り方に関して、実践・研究等のさらなる蓄積が必要である。
- 学校によっては、ネットワーク環境が不十分なことにより、授業が止まり指導計画どおりの授業を展開できないなど、大きな支障が生じることもあった。
- インターネット上の誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、インターネット利用の長時間化等の課題が生じていること

から、情報モラル教育について一層進める必要がある。

児童生徒がデジタルデータやSNS 等の特性を理解するとともに、新たな機器やサービスの出現にも適切に対応するため、教職員が指導内容、指導方法をアップデートすることが重要である。また、スマートフォンなど私有端末の取扱いについては、私生活にも密着したものであるため、家庭の協力が必須であり、保護者に対するアプローチも必要である。

- 近年、急速に進化を遂げている生成 AI についても、ツールとして使いこなし、子どもたち一人ひとりの才能の開花に資することが重要であるため、教職員が生成AI と向き合い、適切に利活用するための検討を行うことが求められている。
- 1人1台端末の活用については、視力の低下や睡眠不足、生活習慣の乱れ、ネット依存といった健康面での不安の声もある。学校と家庭が連携し、1人1台端末の活用時の姿勢や、使用時間に関するルールを定めるなど、負の影響を防止・軽減するための取組を進める必要がある。
- 本県では、1人1台端末の家庭への持ち帰りが進みつつあるが、時間・距離を超えて学ぶことができる環境整備の一環として、クラウド環境を活用し、1人1台端末に限らず様々なデバイスによる家庭学習も選択肢の一つとして考えられる。
- 校務については、校務処理の多くが職員室に限定され働き方の選択肢が少ないこと、紙ベースの業務が主流となっていること、学習系データと校務系データの連携が困難であることなどの課題が指摘されている。汎用のクラウドツールの活用、学習系データと校務系データの円滑な接続等、次世代の校務DX について検討する必要がある。

3. 1人1台端末の利活用方策

上記の現状を踏まえ、端末の整備・更新により、児童生徒向けの1人1台端末環境を引き続き維持および改善につとめていく。また、子どもたちに「自立する力」「共生する力」「創造する力」を育むための学習場面について整理するとともに、各場面における1人1台端末の効果的な利活用を推進していく。

1 学習における活用

(1) 3つの力を育む学びの姿と1人1台端末の利活用

①個別最適な学び（自立）（創造）

- 「個別最適な学び」は、一定の目標に向けて、個々の児童生徒に応じて異なる方法等で学習を進める「指導の個別化」と、個々の児童生徒の興味・関心等に応じた異なる目標に向けて、児童生徒自身が自らどのような方向性で学習を進めるかを考える「学習の個性化」に整理されている。
- 「指導の個別化」は、児童生徒が、学習履歴（スタディ・ログ）や生活・健康面の記録（ライフログ）といったデータを活用して自らの状態を把握し、自ら

に合った学習の進め方を考えることが期待される。また、「みえスタディチェック」や「学-Viva セット」を活用し、児童生徒の学力に応じた問題に取り組むことも考えられる。

- 「学習の個性化」は、児童生徒が自ら設定した学習課題において、情報の検索、データの処理や視覚化、レポートの作成や情報発信といった活動にICTを効果的に使うことで、学びの質が高まり、深い学びにつながっていくことが期待される。

②課題解決に向けた協働的な学び（共生）

- 探究的な学習や体験活動などを通じ、児童生徒同士で、あるいは地域の方々等の多様な他者と協働しながら、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要である。
- ICTの活用により、児童生徒一人ひとりが自分のペースを大切にしながら共同で作成・編集等を行う活動や、多様な意見を共有しつつ合意形成を図る活動を通じて、問題を解決する力やコミュニケーション能力、チームワークを身につけ、「協働的な学び」を発展させることが期待される。
- 授業の中で「個別最適な学び」の成果を「協働的な学び」に生かし、更にその成果を「個別最適な学び」に還元するなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実していくことが大切である。

③時間・距離を越えた学び（自立）（共生）

- 1人1台端末を利用することで、遠隔地の専門家とつなないだ授業や他の学校・地域や海外との交流など、時間・距離を越えた学習活動も可能となる。
- 海外の学校や専門家との交流を通じて、グローバルな視点を養うことができる。例えば、英語の授業で海外の学校とオンラインで交流することは、異文化理解を深めることにもつながる。

④新たな価値を創造し、表現・発信する学び（創造）

- AIやIoTなどの急速な技術の進展により社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日においては、各教科の授業で、教科書の学びと様々な情報を結びつけながら、課題の発見・解決や新たな価値の創造に結びつけていく資質・能力が求められる。
- ICTの活用により、児童生徒が協働して新しいアイディアを生み出したり、プレゼンテーションや動画制作を通じて、自分たちの考えを効果的に伝えたりすることで、創造力や表現力が向上する。例えば、総合的な学習の時間に、地域の歴史をテーマにしたドキュメンタリーを制作し、発表する活動などが考えられる。

⑤児童生徒の発想による新たな活用方法を用いた学び（創造）

- 児童生徒自身が1人1台端末の新たな活用方法を考え、学びに活かすことが推奨されている。例えば、高度なプログラミング教育やデジタルアートなどのデジタルものづくりに挑戦することで、幅広いスキルを身につけることができる。また、プログラミングにより自分たちでゲームを作成したり、メタバースを活用したり、生成AIを活用したりする学習活動が考えられる。
- 個人で学習する際や、グループによる協働的な学習をする際に、生成AIを活用しながら思考することで、問題発見や課題解決能力を身に付けることができる。
- 生成AIを適切に活用するためには、適切な課題設定と指示文（プロンプト）により、自らが求める成果物を出力させたり、出力結果の真偽や適切性を判断したりする力を養うことが重要である。
- このため、これまで以上に、各教科等で学ぶ知識や文章を読み解く力、物事を批判的に考察する力、試行錯誤を通して学ぶ等の学びに向かう力を涵養する必要がある。

（2）誰もが安心して学べる教育のための1人1台端末の利活用

①特別な支援を必要とする児童生徒の学び（自立）（共生）

- 特別支援学校学習指導要領では、各教科の指導計画の作成にあたっての配慮事項として、障がい種ごとにICTの活用に関する規定が示されており、教科指導の効果を高めたり、情報活用能力の育成を図ったりするためにICTを活用する視点と、障がいによる学習上又は生活上の困難さを改善・克服するためにICTを活用する視点の2つがある。
- 1つ目は児童生徒の資質・能力を育成する視点であり、障がいの有無や学校種を超えた共通の視点である。各教科等の授業において、1人1台端末を活用しながら、（1）①～⑤で示した学びを、他の児童生徒と同様に実施することが求められている。
- 2つ目は、自立活動の視点であり、特別な支援が必要な児童生徒に特化した視点である。例えば、読み書きに困難を抱える児童生徒には、キーボード入力や音声入力、読み上げ機能を活用したり、視覚障がいのある児童生徒には、拡大鏡機能や音声ガイドを活用したりすることで、学習の効果を高めることができる。

②外国人児童生徒の学び（自立）（共生）

- 日本語の指導が必要な児童生徒については、個々の実態に応じた指導の工夫を組織的かつ計画的に行うことが重要である。
例えば、オンライン授業により、初期日本語指導や、やさしい日本語を用いた教科の授業などを行うことができる。また、同じ状況にある児童生徒とオンラ

インで交流することで、意欲向上につながることも期待できる。

- 翻訳アプリを活用することで、外国人児童生徒にとって、日常生活や授業で使われている日本語を理解し、認識する一助となる。また、日本語を母語とする児童生徒や教職員にとっても、外国人児童生徒の母語や文化に対する理解を深めるなど、多文化共生の学びの場を作ることができる。

③不登校の児童生徒の学び（自立）（共生）

- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について(COCOLO プラン)」では、不登校の児童生徒の学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えることが求められている。

不登校児童生徒が、1人1台端末を活用し、自宅や教育支援センターなどからでも、授業を受けられるようにすることで、学びの機会を保障することができる。

- ICT を活用した学習活動には、在籍校の授業を配信して行う学習、プリントなどの課題を活用した学習、民間業者が提供する教材を活用した学習、個別学習システムによる学習などがある。

これらの学習を行う際、不登校児童生徒の思いや状況などに応じて、児童生徒が学習中に困った際に教職員に伝える方法を確認しておくこと、声を出さずにチャット機能を活用した発言を可能とすること、前学年までの内容の学び直しを可能とすることなど、不安を軽減するための配慮が必要である。

- 自宅等において、ICT を活用して学習した場合は、保護者と学校との間に十分な連絡や協力関係があること、訪問等による当該児童生徒に対する対面指導が適切に行われていること、計画的なプログラムであることなどを前提として、指導要録上の出席扱いにすることができる。

- また、学校が把握した当該学習の計画や内容が、その学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、学習成果を評価に反映することができる。全ての教科・観点について評価できない場合においても、学習状況を所見欄に文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の指導に生かすことが求められる。

④病気療養により通学できない児童生徒の学び（自立）（共生）

- 病気療養等の理由により通学できない状況にある児童生徒に対し、ICT を活用することで学習機会を保障し、オンラインで教室内の児童生徒とつながることで、クラスとの交流や学校生活を経験することができる。ただし、オンライン授業を出席扱いにすることや、学習成果を評価に反映することなどは、児童生徒、保護者、学校の共通理解のもと行われる必要がある。

（3）教職員が授業準備する際の1人1台端末の利活用

①授業構想

- 児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成し、主体的に学習に取り組む態度を養うためには、教職員が、各教科等の指導を通して育成する資質・能力を明確にするとともに、単元や題材など内容や時間のまとめを見通しながら、1人1台端末を活用することで効果的になる場面はどこかを見極めることが大切になる。1人1台端末を活用することが効果的な場面として、以下の3つが考えられる。

<履歴参照による振り返り学習>

個々の学習履歴を記録し、参照する時間を設けることで、一人ひとりの教育的ニーズや、学習状況に応じて、自らの学習を深めることが可能となる。

<他者参照による相互学習>

一人ひとりの考えをリアルタイムで共有する時間を設けることで、即時に自分の考えを共有し、多様な意見にも触れられるようになる。これにより、多面的・多角的な視点からの思考が可能となる。

<学習時間の効率化>

あらかじめ教材や資料をデジタル化し、共有することで、配付や回収の時間を短縮し、児童生徒が思考する時間を一層確保することが可能になる。

②クラウドを活用した教職員同士の教材等の共有

- クラウドを活用して、教職員同士で、教材や指導方法等の共有を行うことで、授業づくりの効率化や教職員同士の同僚性の構築、指導力向上が期待できる。具体的には、MEXCBT（メクビット）等のさらなる活用などが考えられる。

(4) 1人1台端末を利活用する際の留意事項

①情報活用能力の育成

- 情報活用能力とは、「学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報をわかりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力」であり、このような学習活動を遂行する上で必要となる基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等が含まれる。

- 基本的な操作として、スムーズな文字入力は重要なスキルである。タイピングスキルの習得により、情報の入力や検索を短時間で行えるようになり、思考する時間を十分に確保することができる。

令和7年度から、学力調査が段階的にCBT化されることから、タイピングスキルの必要性がより高まっている。

○ 情報モラルとは、「情報社会で適切な活動を行うための基になる考え方と態度」であり、人権、知的財産権（肖像権、著作権）など自他の利益を尊重し情報社会での行動に責任を持つことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することなどである。

例えば、SNS 等の情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動、ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動、情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせるメディアリテラシーを育成する学習活動等が考えられる。これらの学習を通じて、児童生徒が情報モラルを確実に身につけることで、1人1台端末の日常的活用を一層進めることができる。

②生成AI

○ 生成AI については、グループで一定の議論やまとめをしたもの、足りない視点を見つけ議論を深める目的で活用したり、英会話の相手として活用したりするなど、学習効果が深まることが期待できる。このため、情報活用能力の一部として、生成AI の仕組みや特徴についての理解を深め、学びに生かす力を発達段階に応じて高めることが必要である。

○ 一方、生成AI は発展途上にあり、利便性や創造性の反面、個人情報の流出、著作権侵害のリスク、偽情報の拡散、批判的思考を生成AI が代替することによる学習意欲への影響等、様々な懸念も指摘されている。

○ 文科省の「初等中等教育段階における生成AI の利活用に関するガイドライン」（令和6年12月26日時点）を注視し、学校現場においては、各教育委員会の方針に基づき、利用サービスの約款・条件を遵守するとともに、情報セキュリティの確保や個人情報、プライバシー、著作権の保護、公平性や透明性の確保などに留意することが必要である。

③心身の健康管理

○ 1人1台端末やコンピュータゲーム等のICT 機器を使用することで、児童生徒のドライアイや視力の低下等の健康面への影響や、心身の疲労への影響が懸念される。

○ 文部科学省が作成した「タブレットを使う時の5つの約束」には、「タブレットを使うときは姿勢よく」「30分に1回はタブレットから目を離す」「寝る前にはタブレットは使わない」「自分の目を大切にする」「ルールを守って使う」ことが記載されている。学校は、この5つの約束が守られるよう、家庭と連携しながら、児童生徒の健康管理能力を育むことが大切である。

④1人1台端末の適切な管理

- 1人1台端末は、学習を目的に児童生徒に貸与しているものである。学校は、児童生徒が端末使用の目的を理解し、適切に使用・保管ができるよう管理能力を育む必要がある。
- 1人1台端末の管理については、児童生徒に、破損や授業中の充電切れを防ぐための使用・保管方法を伝えるとともに、自己のID やパスワード、個人情報を含むデータが漏洩することのないようルールを定め、適切な管理方法を身につけさせることが大切である。